

補助公共 道路改築事業（国道・連携）

その92植栗中之条IC橋下部工検査路ほか工事 質問回答書3

	質問内容	回答内容
1	別記様式3の資料作成について 本案件は工場製作及び現場施工がありますが、工場製作時から現場施工時に移行する時点で主任技術者の変更は認められると考えてよろしいでしょうか。 変更が認められる場合は、別記様式3に記入する技術者は、工場製作時の技術者と現地工事の技術者それぞれを記入する必要がありますか。	変更することは可能です。変更することが前提であればそれぞれの技術者を記載願います。
2		
3		
4		
5		